大和市告示第33号

大和市自治会活性化のためのラジオ体操事業奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように 定める。

令和3年3月22日

大和市長 大 木 哲

大和市自治会活性化のためのラジオ体操事業奨励金交付要綱の一部を改正する要綱 大和市自治会活性化のためのラジオ体操事業奨励金交付要綱(平成30年大和市告示第46号) の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1月当たり5回」を「1か所につき1年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)に30回」に改め、同条第2号中「同一年度内」を「1か所につき1年度」に改め、「継続して」を削る。

第4条中「1自治会」を「1か所」に改め、「とし、同一年度内において1回限り交付するもの」を削り、同条に次の1項を加える。

2 奨励金の交付は、1自治会につき2か所までとし、同一年度内において1か所当たり1回限りとする。

第6条中「申請内容を実施したことがわかる」を「ラジオ体操事業の実施状況を示す」に、「その他」を「及び」に改める。

第9条第1項中「(以下「照会」という。)」を削る。

第12条の見出しを「(委任)」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。 (新型コロナウイルス感染症の影響による特例)

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、第3条の規定にかかわらず、市長は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響によるやむを得ない事情があると認めるときは、当該自治会を交付対象とすることができる。

別表中「第11条」を「第10条」に改め、同表第1号様式の項を削り、同表様式番号の欄中「第2号様式」を「第1号様式」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同表関係条文の欄中「第6条」を「第5条」に、「第7条」を「第6条」に改める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は公表の日から施行し、当該改正規定による改正後の附則第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。